

平成15年第1回教育委員会記録

平成15年1月8日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日時 平成15年1月8日(水)午後2時03分～午後2時48分
場所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員長 宮坂 公夫
職務代理者 安本 ゆみ
委員 大藏 雄之助 委員
教育長 與川 幸男

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 松本 義勝 庶務課長 佐藤 博継
学務課長 森 仁司
施設課長 小林 陽一 指導室長 工藤 豊太
社会教育
センター課長 武笠 茂 中央図書館長 木下 亮子
社会教育
センター所長 伊藤 俊雄 中央図書館
次長 杉田 治
事務局職員 庶務係長 小今井 七洋 法規担当係長 能任 敏幸
担当書記 野澤 雅己

傍聴者数 7 名

会議に付した事件

(議案)

議案第1号 教育財産の用途廃止について

議案第2号 教育財産の用途廃止について

(報告)

(1) 教科書(公民)の誤記について

(2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧

(3) 「杉並区中学校対抗駅伝大会andファミリー駅伝大会」結果について

委員長 ただいまから平成15年第1回の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録署名委員は宮坂委員にお願いいたします。

本日の議事日程ですが、議案が2件、報告事項が3件あります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

日程の第1、議案第1号「教育財産の用途廃止について」を上程し、審議いたします。施設課長からご説明をお願いいたします。

施設課長 議案第1号「教育財産の用途廃止について」説明いたします。議案の2ページ目をご覧ください。こちらについては、高円寺中学校の体育館の改築に伴うものです。現在使用している財産を改築に伴って廃止するということです。財産の表示は記載のとおりです。その中に面積が書いてありますが、847.42㎡です。用途廃止の年月日が平成15年1月10日ということです。次のページ以降に案内図、配置図等を掲載しています。以上です。

委員長 ただいまのご説明に関して、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

教育長 あらましで結構ですので、用途廃止後のスケジュールについてお話しいただけますか。

施設課長 この1月から解体に入りたいと思っています。今年度3月までに解体工事をして、来年度になって改築工事を行う予定です。この中学校については、併せて耐震の補強工事も実施する予定です。実際の契約は5月になろうかと思っています。この第1回定例区議会に契約議案を提案する予定になっています。以上です。

教育長 完成はいつ頃の予定ですか。

施設課長 3月15日辺りだと思います。

教育長 年度内ということですか。

施設課長 はい。

教育長 平成16年3月竣工ということですか。

施設課長 はい。

教育長 体育館と校舎の両方ともですか。

施設課長 校舎については主に夏場に耐震の補強をやる予定です。

教育長 夏場に終了するということですか。

施設課長 はい。

安本委員 壊して同じ場所に建てるのですよね。

施設課長 はい、そうです。

安本委員 そうすると、体育館がないまま1年間を過ごすことになるのですか。

施設課長 そうです。その間の授業は体育館がないことになりませんが、あと行事はセッション等を活

用して、杉四小の体育館も活用するという話も聞いています。

教育長 いずれにしても工事期間中は何かと学校が不便を来たすので、体育館だけではなくて、工事資材も入るでしょうし、いろいろな面で不自由があると思うので、教育委員会としてもサポートをしっかりとお願いしたいと思います。

施設課長 わかりました。安全面も含めて対応していきたいと思っています。

委員長 ほかにございませんか。それでは議案第1号については原案どおり採択することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 では、議案第1号については、原案のとおり可決いたしました。

続いて日程第2、議案第2号「教育財産の用途廃止について」を上程し、審議させていただきます。施設課長からご説明をお願いいたします。

施設課長 議案第2号についても改築に伴う用途廃止です。2ページ目をお開きください。こちらについては、区立富士見丘小学校の体育館に並設している倉庫で、面積は22.40㎡です。これは老朽化に伴う改築ということで、廃止の年月日が平成15年1月10日です。同じく次ページ以降に配置図等を添付しています。以上です。

委員長 ご質問、ご意見があればお願いいたします。

教育長 議案は用途廃止ということなのですが、どう改築して、どういうものが新たにできるのかできないのか、規模はどのくらいなのかなど、周辺情報をもう少し聞かせてください。

施設課長 こちらについては鉄骨の倉庫になります。大体同じ場所に建てるということです。平米数についてはいま資料を持っていないのですが、大体同じような規模になると思っています。

教育長 同じような規模ですか。

施設課長 はい。

教育長 倉庫ができてから30年とか40年経って、もう老朽化して使いものにならないので、新しくしましょうということですか。

施設課長 そうということです。こちらについては昭和53年3月に築造で、20年を超えているという状況です。

教育長 昭和53年というと25年ですね。

施設課長 はい。

教育長 これは補助対象ではないですね。

施設課長 違います。

教育長 新しい倉庫は大体いつ頃できますか。

施設課長 今年度中です。

教育長 年度内ですね。

施設課長 はい。

委員長 ほかによろしゅうございますか。議案第2号についても議案どおり採択させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議ありませんので、議案第2号については原案どおり可決いたしました。

続いて日程第3、報告事項に移ります。初めに指導室長から、教科書、公民の誤記についてということで、ご説明をお願いいたします。

指導室長 中学校の社会科教科書の公民について誤記がありましたので、ご説明と対応等についてお話ししたいと存じます。今年度4月から供給された、平成14年度の中学校社会科教科書、本区では東京書籍、地理、公民を採択いただきました。その採択された教科書について多数の印刷ミスが生じているということが判明したので、その概要をご説明いたします。

該当する教科書は、『新しい社会 公民』、東京書籍株式会社、現在中学校3年生が使用しています。また『新しい社会 地理』、東京書籍株式会社です。中学校1、2年生が使用ということです。

内容についてかいつまんで申しますと、これは新聞でも話題になった、公民の82ページ、お手元の資料2ページ目に教科書のコピーがあります。ここの「地方の政治と自治」というところに日本地図が書いてあります。それぞれのまちが、まちづくりのためにいろいろな条例をつくるわけですが、そのいちばん上に、「雪国はつらいよ条例」とあります。それから「新潟県中里町」となっています。ここが本来は「雪国はつらつ条例」で、「新潟県中里村」というところで、2カ所誤記があるということで大変話題になったわけです。

ミスの発生の原因ですが、資料の収集等の段階では「雪国はつらつ条例」と正しく認識されていたのが、作業過程で「雪国はつらいよ」と入力ミスを犯したということのようです。その後、また校正の段階でもチェック機能が働かないで、誤ったまま教科書に記載されてしまったということです。

もう1点は、社会科の地理の索引ですが、お手元の資料の3ページ目をご覧ください。教科書のいちばん最後のほうに索引があります。その部分で、いろいろな内容のページ番号とか、そのような部分がかかり誤記があったということです。この会社は採用いただいた区、市の中学校等に、このように補充的なものの情報ということで、ニューサポートというこのような情報紙を出しております。これは直接学校のほうに行くものです。この裏のいちばん最後のページに、その都度、平成14年度の教科書の訂正とお詫びということで情報提示をしながら、修正に努めたと

いう経緯もあります。

その中で、私どもはこのようなミスが判明した後、すぐに出版会社に連絡を取って、今後の対応について説明を受けました。当初、この会社も「ミスはあるもので」というような説明でした。私どもは強く「そんなものではない。教科書は教育委員がすべて真剣に選んだものであるの、そんなものでは困る。その辺のところを君たちはよく理解していない。」ということで、杉並区は、その対応等についてきちんとやらなくてはいけないということを申しました。それをもって、このような対応をいたしますという結論は、先ほどの2ページ目の教科書の地図の部分については、資料の中に入っていますが、もう1度その部分だけシールを貼らしていただくということが第1点です。索引については、新たに全部索引の部分の直し、これを教科書にのり付けをして訂正をしていただくということです。また、各学校に対しての対応ですが、各会社がいまの3点、お詫び文と、教科書内容の訂正一覧と、訂正のシールを持って説明をする。それから、会社が謝罪をしていくというような方法を私どもは提示して、その動きをとっているところです。

また、学習は進んでいますので教頭のほうには、先月の12月20日の教頭会で社会科の教諭に対してはこういう情報を適切に流し、子どもに対して誤った教え方をしないように指示は出していたところです。この東京書籍の『新しい社会 公民、地理』についての誤記についてのご説明は終わります。

引き続いて、昨日これと関連するものが入ってきました。小学校の『理科6下』というのがあります。これは教出の出版です。この教科書の内容について誤りはないのです。教科書を教えるために、教員が指導書というものをよく持ちます。教科書に対してこういう材料とか、またはこういう資料があったほうがいいというのが書いてあります。これは本区の全部の学校に行き渡っているのですが、この中の記載内容が間違っていたということです。

小学校6年生の「水溶液の性質を調べる」ということで、鉄がどのようなものに酸化するのか、水の中に物を入れて調べるという実験ですが、その中に石灰水と金属との反応に関する記述なのですが、「石灰水は鉄を溶かさずアルミニウムを溶かすが」とありますが、「どちらも溶かさない」と記述されていて、これは誤りです。当然その部分を、うちの科学館のほうの指摘もあって、科学館のほうから出版会社等に昨年指摘したら、このような形で、ホームページ上に掲載ということで、お詫びと訂正を出したということでした。私どもは、これでは納得しないということで、「ホームページで出すことではお詫びと訂正にはならない。杉並区においては、しっかりした形のを学校に出すと、指導書であったとしても、教員が使うもののできちんとしたものを出すように。」ということで、今日この教育委員会が終わった後、出版社が来る予定になっていますので、このような形で対応いたします。

今年度、出版会社もいろいろな新しい教科書づくりという中で、いろいろな内容の適切な表現等に加えて、ミスが多くあることを本当に申し訳ないと思っております。その都度出版社には厳しく指導しているところです。以上です。

委員長 ご質問、ご意見があればお願いいたします。

教育長 これはマスコミで話題になったので私も気が付いたのですが、マスコミが騒ぐ前に出版社自らか、あるいはどこかからの指摘がもっと早い時点でなかったのですか。

指導室長 教科書が出されると、使う人たちが見るので、細かいミスは毎年教科書が変わった段階ではあるのだそうです。そのようなときには、見つけられたときに訂正ということで各教育委員会にそれを出して、訂正に当たるというのが通常のやり方だと聞いております。

ただ、59条撤廃で、教科書を各地方自治体が採択するというので、そういう大きなエリアではなくなってきたので、とみに教科書については関心度が高いと、そのような訂正のやり方はいけないのだということを出社には申しました。しかし、いま教育長が言われたように、4月からはポツポツあったように聞いています。その都度このようなニュースでは流したそうなのです。ただ、私どものほうには適切にきちんと情報が流れなかったということに対して、厳しく出版社を指導したわけです。

特に「雪国はつらつ条例」のところについては、私どものほうには全然情報も入っておりませんでしたので、これは私どもも新聞報道のみにて知ったということです。出版社は少し前から指摘されていたようには聞いています。

宮坂委員 いまいただいた資料のいちばん後ろは、右側が正しいになっていますが、左側を右側に訂正しなくてはいけないという意味ですか。

指導室長 はい、そのようです。

宮坂委員 私も「雪国はつらつ条例」と「雪国はつらいよ条例」は新聞で知ったのですが、強いて言えば印刷ミスというか、これは多少中身に関するものは入っていますよね。こういう間違いというのはあり得るのでしょうか。印刷ミスということであればやむを得ないということはないのですが、中身にかかわるものというのは慎重にしてもらわないと困ると思います。

指導室長 いま宮坂委員のおっしゃったように、確かに内容にかかわっていることもあります。

宮坂委員 これはどこから出てきたのでしょうか、学校のほうからそういう指摘があって出てきたのでしょうか。

指導室長 1点は学校のほうからのご指摘と、もう1点はこの編集に携わった者がいますので、そこから指摘があったのではないかと考えています。

教育長 地元がいちばん気がつくでしょうね。私などは雪国は本当につらいだろうと思うから「雪

国はつらいよ条例」というのはピッタリくるような気もするのですが、その村からすれば「つらいよ」では困るわけですね。

宮坂委員 意味がまったく逆ですものね。

教育長 雪の中でも子どもたちがはつらつと遊ぶようにという意味でしょうから、ちょっとこれは驚きました。逆に言えばいろいろな意味で覚えました。一度中里村を訪ねてみたいくらいの気持ちになりました。きっちりけじめは付けてもらわないと、教科書ですから間違いは許されないと思います。ちゃんと謝罪していただきましたので、これから2度と繰り返さないようにということは私も嚴重に申し上げたつもりです。しかし、いろいろな条例があるものですね。

委員長 よろしいですか。この件については了解したということにいたします。

2番目の報告事項、杉並区教育委員会の共催・後援名義の使用承認一覧です。社会教育スポーツ課関連ですので、もう1点、「杉並区中学校対抗駅伝大会 and ファミリー駅伝大会」結果についてと併せてご説明をお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 まず「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」のほうの報告をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。平成14年12月分の承認です。いちばん最後のページに12月分の合計があります。定例14件、新規が4件です。共催・後援の内訳ですが、共催が8件、後援が10件という内容です。

新規のものについてご報告いたします。1ページ目の1、新規後援、社団法人日本青年奉仕協会が行う「中学生・高校生ボランティアキャンプ」です。これは会場が埼玉県の新泉村です。森林を守るプログラムを中心として、森林整備、森林の間伐等を行う。それから農村文化を体験するというので、そば打ちや、藁細工の体験をするという内容で行うものです。1月11日から13日という日にちです。

9と10については、家庭学級で共催事業です。9が済美養護学校のPTAによる家庭学級、「障害児のコミュニケーション力の向上を勉強し、様々なつまずきを克服しよう」という内容です。4回にわたる内容で、12月13日から3月10日の間に行う予定です。10については、杉並第八小学校のPTAが行う家庭学級で、「子どもを守る - 大人ができる暴力防止活動」ということで、開催回数は1回です。2月17日ということですが、社会教育スポーツ課の関連は以上です。

社会教育センター所長 2ページ目をご覧ください。ACSP JAPANという団体です。事業名は「イダキ フェスタ 2003」ということで、これはオーストラリアとの国際交流、とりわけ先住民アボリジニの人々の文化、音楽を通じた交流を図ります。これはアボリジニの文化セミナー、ディジュリドゥという民族楽器がありますが、そのコンサート、アートクラフト展示、ディジュリドゥワークショップ等を行います。これは新規の後援名義ということで、セッションで6月29

日に実施するものです。以上です。

社会教育スポーツ課長 以上が共催・後援名義等の報告です。

続いて、「杉並区中学校対抗駅伝大会 and ファミリー駅伝大会」の結果についてご報告いたします。昨年 12 月 15 日に開催した中学校対抗駅伝大会とファミリー駅伝大会ですが、教育委員の方にもご来場いただきまして大変ありがとうございました。

まず中学校対抗駅伝の部ですが、記載のとおりです。参加校については、女子の部が公立 18 校 20 チーム、私立 3 校 3 チームということで、計 21 校 23 チームが参加をいたしました。参加校数については同じでしたが、チーム数は昨年より 1 チーム増えて 23 チームになっています。

男子の部は公立が 21 校、私立が 3 校で、こちらは学校数計 24 校については昨年より 2 校増えています。30 チームについても 5 チーム増えの規模で行いました。女子の部の成績については記載のとおりです。男子の部についても記載の通りです。

ファミリー駅伝の部、今回初めてやったわけですが、参加チームが 10 チームでございました。1 チーム 4 人、タイム宣言制で行った競技ですが、宣言タイムに最も近い者から 1 位、2 位、3 位ということで、そこに記載したような順番になっています。1 位については宣言タイムとゴールタイムとの差が 32 秒ということでした。

この参加チームの中には、3 世代で参加されたというチームもあって、最高年齢の方は 63 歳で、最低年齢の方は 7 歳というような状況でした。なお、詳しい中学校対抗駅伝大会の報告については、お手元に別に資料をお配りしているので、後ほど時間があつたら目を通していただければと思います。以上です。

委員長 では最初に教育委員会の共催・後援名義の件について、ご質問等があればお願いいたします。

教育長 家庭学級も随分昨年からあちこちで展開されておりますが、従来の家庭教育学級と、今回の家庭学級ですが、何回か実績を挙げてきて状況はいかがでしょうか。当初予期した結果を生み出していると言っていいのでしょうか。

社会教育スポーツ課長 これについては、周知がちょっと遅れてしまったという関係もあって、昨年度と比べて今年度については過渡的な状況にあるという状況です。今年度については家庭学級、いままでの家庭教育学級と比べて、1 回限りで終わらない内容のもの、継続性のある形で日常的に親の方の交流を図れる内容のものをというのが 1 点。

それから、新しく開かれた形で、従来の P T A だけではなくて、いろいろな地域の方についても参加できるような呼び掛けをしていくというのが 2 点。この点を中心に説明をし、お願いをしてきたところですが、回数については単発というところは少なくなっていて、継続して行うよう

な形が増えてきているということがあります。

実施主体としてはほとんどがPTAであるということです。新しいところとしては、親父の会というか、父親のほう为主体となっていて行っているという団体が1つできました。あとは実施には至らなかったのですが、地域の中で教育に関連してそういった事業をやっていきたいという意向のあるところはありませんでしたが、今年度はまだ実施に至らなかったというところがあります。

開催団体としては、いままで50以上あったわけですが、今年度については30半ばくらいの状況になっています。これから一、二申請があるので増えるかとは思いますが、そういう状況になっています。来年度に向けて今年度の内容を総括しながら、また周知を図って、より多くのさまざまな団体に参加していただきたいと考えています。

教育長 単発ではなくて継続的に行われるというのは、大変結構なことだと思います。とにかく学校教育が教育のすべてと勘違いしている親御さんもいらっしゃると思いますので、家庭の中での学習、読書、あるいは親との会話、コミュニケーション、そういったことがいまとでも大事な時期ですので、これがいい意味で定着してほしいと思っておりますので、これからも期待していきたいと思います。必ずしも回数で評価してはいけないのかという印象を受けました。

委員長 ほかにございますか。よろしいですか。それでは共催・後援名義については、12月分共催8件、後援10件について承ったということでもいいですね。

3番目の中学校対抗駅伝とファミリー駅伝について、ご質問等があればお願いいたします。

この行事はかなり続いてきていますが、時期については大体12月に定着ということになっていくわけですか。

事務局次長 実はこれを始めたのが20世紀最後のイベントということで、その次の年が21世紀初めての事業で、今年は70周年ということで、3年間それぞれ冠事業としてやったので、来年以降どうするかという問題はあるのですが、やはりこれだけ定着しましたので冠が付かなくてもやっていきたいと考えています。時期としては学校行事の関係等、試験等いろいろなこととの関係で、この時期が学校側としてはいいということですので、この時期に来年以降もやっていこうという形になろうかと考えています。

委員長 大学生関係ならいつでもいいのですが、いろいろな他の行事との関係もあるということですが、シーズンの今年などは寒いから、子どもたちがかわいそうかと思ったのですが。

教育長 マラソンは暑いといけませんよね。過剰に心拍数が上がってしまいますから寒い時期にしかできないのかと思いつつも、12月は3年生が受験の前ですから出場は厳しいのでどうなのかと、思い、悩みはいろいろあります。12月がベストかどうかは私もわかりませんが、暑い時期というわけにはいかないと思います。マラソン、駅伝を4月にやるということはあるのですか

ね。4月は難しいか、学校で立ち上げるのが難しいですね。

社会教育スポーツ課長 先ほど次長も申し上げたように、学校側とスケジュール調整、中体連としていいますので、その中で時期について変えたいという話も出てはいませんので、やはりシーズンということからすると冬場で、冬場ということから考えるとやはり12月という形で、どうしてもなってしまうということがあります。

今回ファミリーも同時にやったわけですが、ファミリーとなると時期的には厳しいのかという思いはあります。ちょっとこの辺りについてはさまざまなご意見もいただいているので、もう1度いろいろと検討をしてみたいと考えています。なお、中学校対抗駅伝についてはアクションプランの中では、今年度を含めて3回やっていくという予定にはなっています。

委員長 ファミリー駅伝のほうも参加者数というか、反応の関係もあるのでしょうか。その辺を総合的に検討されて今後の行き先を決めていただければと思います。

ほかにございますか。よろしゅうございますか。それでは本日予定されていた議案と報告事項はこれで終わりになります。

本日はこれをもって教育委員会定例会を閉会にさせていただきます。ありがとうございました。